

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災したときは、被災した医療施設等の管理者がその復旧を行うこととなりますが、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の復旧事業については、国がその経費の一部を補助する制度があります。

【 被災医療施設等 】

被災した医療施設等の管理者は、被災箇所の復旧事業計画を策定し、都道府県を經由して厚生労働省に復旧事業費を申請します。

なお、災害査定の中で申請内容について説明を行います。

申請

【 厚生労働省医政局 】

申請を受けた厚生労働省は係官(災害査定官)を派遣し、災害復旧事業費の査定を行います。

<<災害査定の実施>>



派遣



施設
(説明者)



厚労省
(査定官)



財務局
(立会官)

派遣

災害査定官、立会官は施設からの説明を受けながら被害の程度を調査し、災害復旧事業費を決定します。机上査定の場合と実地査定の場合がありますが、行うことは同じです。

復旧費の申請を行うすべての被災箇所について被災の状況や復旧費の積算根拠等について、詳細な説明が求められます。

(机上査定) 県庁等の会議室において、写真等により被災の程度を判断し、災害復旧事業費を決定します。
(実地査定) 被災した病院を直接調査し、災害復旧事業費を決定します。

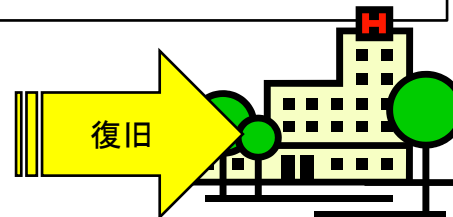
【 財務局 】

財務局は財政を主管する財務省の立場から係官(立会官)を派遣します。

立会官は厚生労働省が行う査定の厳正公正を期すために立ち会い、災害の状況や国が負担する災害復旧事業費の調査を行い、災害査定官とともに災害復旧事業費の決定を行います。

査定結果を踏まえ、災害復旧事業費を決定

復旧



災害復旧事業として認められるのは、原則として「原形復旧」であり、原形復旧に該当しないと判断された場合は、補助対象とならない場合があります。

医療施設等災害復旧費補助金の対象外経費について

医療施設等災害復旧費補助金においては、以下の経費は補助対象外となっていますので、申請においては計上しないようご注意ください。

- 1 事業費が80万円未満のもの
- 2 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められる災害によるもの。
※ボイラー、給水設備等の法定点検が必要なものは、定期検査証の写しを添付すること。
- 3 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの
- 4 他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの
- 5 調査前着工を行ったもののうち、写真等の資料により被災の事実の確認ができないもの。
- 6 その他
 - ① 土地(敷地、構内道路、石垣、屋外運動場、擁壁、法面、駐車場等)
 - ② 工作物(囲障、門等)
 - ③ 設備(建物整備を伴わない医療用設備、ベッド、什器等)
 - ④ 建物と一体として復旧を行う必要のない医療用設備(激甚災害の指定を受けた災害により被災した場合を除く)
 - ⑤ 宿舎(医療関係者養成施設の寄宿舎及びへき地保健医療対策事業及び看護師宿舎施設整備事業に関するものを除く)
 - ⑥ 救急車等の車両
 - ⑦ 庭園、花壇、造園

医療施設等災害復旧費補助金の交付の対象となる災害について

交付の対象となる**異常な天然現象**の範囲は、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じて取り扱っています。

異常な天然現象の種類、程度によっては事業採択の対象とならないものがありますのでご注意ください。

公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和32年7月15日建河発第351号)建設省河川局長通知(抜粋)

(災害原因の調査)

第2 災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行なうものとする。

- (1) 降雨については、最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- (2) 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等
- (3) 融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等
- (4) 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
- (5) 高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係
- (6) 地すべりについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況
- (7) 地震については、震度、震源地等

(採択の範囲等)

第3 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- (2) 河川以外の公共土木施設にあっては最大24時間雨量80ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、**時間雨量等が特に大である場合を含む。**
- (3) 最大風速15メートル以上の風により発生した災害
- (4) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの

↳ 判断基準: 時間雨量20mm以上の雨